

令和6年3月21日

東京都海区漁業調整規則に関してご検討のお願い

東京都知事

小池 百合子 殿

一般社団法人全日本釣り団体協議会

会長理事 山下 茂

1. 検討を要望する事項

東京都漁業調整規則第四十条（遊漁者等の漁具漁法の制限）第一項第一号の竿釣り及び手釣り（まき餌釣りを除く。）に関しまして、東京都の海域において、遊漁者が現在おかれている状況に鑑み、まき餌釣りの規制解除についてご検討いただきたく、お願い申し上げます。

2. 規制解除をお願いする理由

釣りは、手軽に、幼少期から始められて生涯楽しめるレジャーであり、生涯スポーツの一つとしても広く国民の間に浸透しております。東京都下の海域においても、自然海浜が残されている伊豆諸島の磯釣りをはじめ多くの人々が釣りを楽しんでいます。

現在は、人工海浜の増加や、海域自然環境の変化にともない、都市周辺域において自然海浜が皆無となり、回遊魚等の生息状況が著しく変化したことなどに伴って、市民、遊漁者が釣りを楽しむにあたって、まき餌が不可欠なものとなっており、既にまき餌釣りは一般的な釣法として認知定着しています。このような実情に合わせ既に多くの府県では漁業調整規則から、まき餌釣りに関する規制が解除されており、現在も禁止されているのは、東京都を含めた2都県（東京、茨城）を残すのみとなっています。東京都周辺の県（千葉、神奈川、静岡）においても、すでに漁業調整規則が改正され、まき餌釣りが解禁されています。

当協議会正会員団体所属会員からも、東京都におけるまき餌釣り解禁を望む声が寄せられて久しくなります。さらに、東京都の島しょ地域においてまき餌釣りの解禁を望む声は、全国各地からも寄せられており、まき餌釣りが行われるようになれば、島しょ部を訪れる釣り客の増加につながり、観光振興にも貢献できるものと考えています。

一方、一部にはまき餌による自然環境への負担を懸念する声もありますが、当団体をはじめ、ほとんどの釣り人にとって、まき餌が自然環境や漁業に悪影響を与えることはもとより本意ではありません。釣り人として地元漁業や自然環境に配慮しながら釣りを楽しむのは当然のことであり、そのためには、まき餌釣りをする場合、自然環境を維持するために適切な知識に基づいたルールやマナーを遵守すること不可欠であると考えます。

当協議会では、すでにまき餌釣りが解禁になった県等においては、地元ルールの厳守を指導しており会員においてもルールを厳守しその周知にも協力しています。また、近年の環境変化に伴い、遊漁者による資源管理の取り組みも非常に重要と考えており、漁業との共存、持続可能な遊漁のために当協議会ではこういった取り組みに対しても所属会員団体に対して指導を行い、持続可能な遊漁が実現できるよう、努めてまいります。

今後も、東京都下の漁業と遊漁が共に発展できるよう、水産資源の維持や水域環境の保全活動等に対しより積極的な役割を果たし、会員に対するルール・マナーの遵守指導を行うとともに、一般の釣り人に対する普及、啓発にも努める所存です。東京都におかれましても、周辺県と同様、まき餌釣りが行えるよう、漁業調整規則の改正に関してのご検討をお願い申し上げる次第です。